

仙台市事業所断熱改修促進補助金交付要綱

(令和6年3月28日環境局長決裁)

(趣旨)

第1条 この要綱は、仙台市地球温暖化対策等の推進に関する条例（令和元年仙台市条例12号。以下「条例」という。）第4条第1項の規定に基づき、仙台市域における地球温暖化対策等を推進するため、事業者が断熱改修を実施する際の経費に対し、予算の範囲内において補助金を交付することについて、仙台市補助金等交付規則（昭和55年仙台市規則第30号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 補助事業者 第10条の規定により補助金の交付の決定の通知を受けた者をいう。
- (2) 補助事業 第10条の規定により補助金の交付の決定の通知を受けた事業をいう。
- (3) 使用者 次条の窓断熱改修工事を行う事業所等を使用する事業者をいう。

(補助対象事業)

第3条 補助の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、市内の事業所、病院、学校、工場、店舗等（以下「事業所等」という。）について行う別表第1に定める要件を満たす窓断熱改修工事とする。

(補助金の交付対象者)

第4条 この補助金の交付を受けることができる者は、次の各号の要件を満たす者とする。

- (1) 前条の窓断熱改修工事を行う事業所等を使用し、又は使用する者に貸し付けている者であること
- (2) 自らが当該事業所等の使用者である場合にあっては、条例第10条第1項又は第15条第1項の規定に基づく事業者温室効果ガス削減計画書を市長へ提出していること
- (3) 個人事業主の場合にあっては、本市の市税（個人の市税に加え、事業主として納付すべき市税を含む。）を滞納していないこと
- (4) 法人の場合にあっては、法人の市民税及び事業所税に係る市長に対する申告（当該申告の義務を有する者に限る。）を行い、かつ、本市の市税を滞納していないこと
- (5) 暴力団等と関係を有していないこと
- (6) 同一年度内において、同一の事業所等を対象として、この要綱による申請を行っていないこと
- (7) 補助対象事業について本市が実施する他の補助金の交付決定を受けていないこと

(市税の滞納がないことの確認等)

第5条 前条第3号及び第4号に規定する要件は、市長が申請者の同意に基づいて市税の納税状況を調査することにより確認するものとする。ただし、申請者が、市税の滞納がないことの証明書(申請日前30日以内に交付を受けたものに限る。)を提出した場合は、この限りでない。

(市税の取扱い)

第6条 第4条第3号に規定する市税とは、個人の市民税(地方税法(昭和25年法律第226号)第319条第1項の規定より普通徴収の方法によって徴収されるものに限る。)、固定資産税、軽自動車税(種別割)及び都市計画税とする。また、事業主として納付すべき市税とは、個人の市民税(当該事業主が仙台市市税条例(昭和40年仙台市条例第1号)第22条各項の規定に基づき、特別徴収義務者に指定されている場合に限る。)及び事業所税とする。

2 第4条第4号に規定する市税とは、個人の市民税(当該法人が仙台市市税条例第22条各項の規定に基づき、特別徴収義務者に指定されている場合に限る。)、法人の市民税、固定資産税、軽自動車税(種別割)、特別土地保有税、事業所税及び都市計画税とする。

(補助対象経費)

第7条 補助対象経費は、補助対象事業を実施するために必要な経費であって、別表第2に掲げるものとする。ただし、国又は宮城県その他の団体から補助金を交付される場合は、当該補助金相当額を補助対象経費から控除するものとする。

(補助金の額)

第8条 補助金の額は、別表第3に定めるとおりとする。ただし、千円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(交付の申請)

第9条 規則第3条第1項の規定による交付の申請は、補助金交付申請書(様式第1号)に別表第4に定める関係書類を添えて、補助対象事業に着手する前かつ補助対象事業を実施する年度の12月24日までに、市長に提出して行うものとする。

(交付の決定等)

第10条 市長は、申請を受理してから30日以内に補助金の交付の可否及び補助金の額を決定するものとし、規則第6条の規定による決定の通知は、交付の決定については補助金交付決定通知書(様式第7号)により、不交付の決定については補助金不交付決定通知書(様式第8号)により行うものとする。

(交付の条件)

第11条 規則第5条第1項第1号に規定する市長の定める軽微な変更は、次のとおりとする。ただし、補助対象事業を変更する場合を除く。

- (1) 補助対象経費の配分の変更で、費目相互間の流用、かつ、その額が当該流用に係る費目のうち少ない費目の額の2割以内であるもの
- (2) 補助事業の内容の変更（当初事業目的を変更しない範囲のものに限る。）で、補助金の額に変更を生じないもの

2 規則第5条第1項の規定による変更等の申請は、補助金事業変更承認申請書（様式第9号）により行うものとする。ただし、補助事業計画の変更に伴う補助金交付決定額の増額は、これを認めない。

3 規則第5条第1項第2号の規定による中止又は廃止の承認の申請は、補助金中止（廃止）承認申請書（様式第10号）により行うものとする。

4 前2項の申請に対する承認は、補助金事業（変更・中止・廃止）承認通知書（様式第11号）により行うものとする。この場合において、市長は、交付の決定を取り消し、又は変更することができる。

5 市長は、前項の規定による取消し又は変更を行ったときは、補助事業者に対し、理由を付して書面により通知するものとする。

(申請の取下げ)

第12条 規則第7条第1項の規定による申請の取下げは、交付決定の通知があった日から30日を経過する日までに補助金交付申請取下書（様式第12号）により行うものとする。

(実績報告)

第13条 規則第12条の規定による実績報告は、補助事業の成果を記載した補助金事業実績報告書（様式第13号）に別表第5に定める関係書類を添えて、補助事業を実施する年度の1月末日までに行わなければならない。

(補助金の額の確定等)

第14条 市長は、前条の規定による実績報告を受けた場合において、補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定するものとし、規則第13条の規定による通知は、補助金確定通知書（様式第16号）により行うものとする。

(是正のための措置)

第15条 市長は、第13条の規定による実績報告を受けた場合において、当該補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合しないと認めるときは、

これに適合させるための措置を講ずべきことを当該補助事業者に指示するものとし、理由を付して書面により通知するものとする。

(補助金の交付)

第16条 市長は、第14条の規定による補助金の額の確定等を行った後に補助金を交付するものとする。

2 補助事業者は、第14条に規定する補助金の額の確定の通知を受けたときは、速やかに補助金交付請求書(様式第17号)を市長に提出しなければならない。

(決定の取消し)

第17条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すものとする。

- (1) 虚偽その他不正の手段により補助金の交付の決定又は交付を受けたとき
- (2) 補助金を他の用途に使用したとき
- (3) 補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件その他規則又はこの要綱に基づき市長が行った指示に違反したとき

2 市長は、前項の取消しを行ったときは、補助事業者に対し、理由を付して書面により通知するものとする。

(補助金の返還)

第18条 市長は、補助金の交付の決定を取り消した場合において、補助事業の当該取消しに係る部分に関し既に補助金が交付されているときは、期限を定めて、その全部又は一部の返還を請求するものとする。

2 市長は、補助事業者に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、期限を定めて、その超える部分の返還を請求するものとする。

(財産の処分の制限等)

第19条 補助事業者は、補助事業により取得し又は効用の増加した次の財産について市長の承認を受けずに補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸付け又は担保に供してはならない。

2 補助事業者は、規則第20条第1項に規定する財産の処分をしようとするときは、あらかじめ補助金財産処分承認申請書(様式第18号)を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

3 前項の申請に対する承認は、書面により行うものとする。

4 市長は、補助事業者が取得財産等を処分することにより収入があり、又は収入があると見込まれるときは、その収入の全部又は一部を市に納付させることができる。

(立入検査等)

第20条 市長は、必要があると認めるときは、補助事業者に対し報告若しくは資料の提出を求め、又は本市職員にその事務所、事業所等に立ち入らせ、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させるものとする。

2 市長は、前項の結果、必要があると認めるときは、補助事業者に対し改善その他必要な措置を講ずるよう指導することができる。

(書類の整備等)

第21条 補助事業者は、補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿等の証拠書類を整備し、かつ補助金の交付を受けた年度の翌年度から減価償却の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める期間保存しておかなければならない。

(委任)

第22条 この要綱の施行に関し必要な事項は、脱炭素都市推進部長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から実施する。

別表第1 補助対象事業の要件（第3条関係）

区分	要件
窓断熱改修工事	<p>既存の窓の断熱改修工事を実施する場合（建て替えに伴うものを除く）であって、以下の各号の要件を満たす窓を対象とする。</p> <p>(1) 導入するガラスが複層ガラス（ただし、Low-Eガラスに限る。）であること。</p> <p>(2) 導入するサッシが木製、樹脂製、アルミ木複合製、アルミ樹脂複合製であること。</p>

別表第2 補助対象経費（第7条関係）

経費の区分	内容
設計費	補助対象事業の実施に必要な設計に要する経費（自ら実施する場合を除く。）
材料費	補助対象事業の実施に必要な材料等の購入に要する経費（自ら実施する場合を除く。）
工事費	補助対象事業の実施に必要な工事に要する経費（自ら実施する場合を除く。また、廃棄処分に係る経費は除く。）

備考 消費税及び地方消費税相当額は、含まないものとする。

別表第3 補助金の額（第8条関係）

区分	補助金の額
窓断熱改修工事	<p>補助率：補助対象経費の1/3</p> <p>補助上限：300万円</p>

別表第4 交付申請書に添付する書類（第9条関係）

	書類名	備考
①	補助事業計画書	・様式第2号
②	収支予算書	・様式第3号
③	見積書の写し	<ul style="list-style-type: none"> ・改修工事の部材費用及び一体不可分工事費用が分かるもの ・窓毎の寸法が記載されていること
④	法人の登記事項証明書	・申請者が法人の場合のみ
	個人営業証明書もしくは住民票	・申請者が個人事業主の場合のみ
⑤	建物の登記事項証明書	<ul style="list-style-type: none"> ・原本 ・交付日が交付申請書提出前3か月以内のもの

⑥	賃貸契約書の写し	・申請者が賃借人の場合のみ
⑦	建物の他所有者からの同意書	・申請者の他に所有者がいる場合のみ ・様式第4号
⑧	建物の使用者を証する書類の写し	・使用者名、使用場所が分かるもの
⑨	暴力団員に該当しないことの誓約書	・様式第5号
⑩	導入する窓の仕様が分かる書類	・カタログ等
⑪	導入する窓の設置予定場所の現況写真	・様式第6号（カラー写真に限る）
⑫	市税の滞納がないことの証明書	・交付日が交付申請書の提出前30日以内のもの
⑬	その他市長が必要と認める書類	

別表第5 実績報告書に添付する書類（第13条関係）

	書類名	備考
①	収支決算書	・様式第14号
②	補助対象経費の支払いを証する書類の写し	・補助対象経費を負担したことが分かるもの ・補助対象経費以外が含まれる場合は内訳が分かるものを添付すること
③	工事請負契約書等の写し	・申請者の氏名、住所、工事場所、契約日等を確認できること（工事請書の写しでも可）
④	導入した窓の設置状態が確認できる写真	・様式第15号（カラー写真に限る）
⑤	出荷証明書等の写し	
⑥	その他市長が必要と認める書類	